

(参考資料4) 中央新幹線南アルプストンネルにおける 自然環境保全協定締結の根拠と流れ

根拠・・・静岡県自然環境保全条例（自然環境の保全等を目的に制定）

・知事は自然環境の保全のため特に必要があると認めるときは、規則で定める開発行為であって、一定規模以上のものを行う事業者と「自然環境保全協定」を締結
(条例第24条)

自然環境保全協定の考え方・・・一体的な開発行為ごとに協定を締結

(例) 施設用地の造成という開発行為において、施設用地の造成に先立つ設計や調査のための開発行為(土地の改変等)については、事前の工事として、施設用地造成とは別の開発行為とする。

協定締結の対象・・・その規模が**規則で定める規模**以上のものを
しようとする者(条例24条)

5ha(規則第31条)

5ha以上の開発計画であれば当面の工事面積が5ha未満であっても締結対象

南アルプストンネル工事における整理

下記の①と②は
別の開発行為として整理

①活動拠点整備のためのヤード造成

内容

- ・宿舎整備
 - ・事務所整備
 - ・護岸整備工事
- 等

改変面積:4.9ha

協定締結不要
5ha以上になることが明らか
になった場合、速やかに締結
(保全連絡会議での議論は不要)

JR東海は、4.9haの工事計画であったこと
から、協定の締結は不要と県とJR間で
2018年8月に整理

②トンネル掘削工事

内容

- ・濁水処理施設等設置
 - ・坑口予定箇所の整備
 - ・トンネル本体工事
 - ・導水路整備
- 等

改変面積:5.0ha以上

協定締結必要

環境影響評価法・静岡県環境影響評価条例に関する 「静岡県中央新幹線保全連絡会議」の設置について

県

JR

2014年3月の環境影響評価準備書 に対する知事意見

「本事業は、期間が10年以上に及ぶことや、これまでにない大規模な土地改変を伴うことから、自然環境や生活環境に様々な影響が生じるおそれがある。(中略)事業者は、環境監視体制に参画し、調査結果等を説明することを求める。」

2014年3月の知事意見に対するJR 回答(2014年4月)

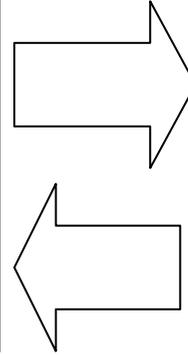
「県が整備する環境監視体制をお受けしご協力します。」

「静岡県中央新幹線環境保全連絡会議」を設置(平成26年4月) (所掌事務)

- ・事業者が実施する調査結果等の確認及び環境保全措置等の評価
- ・現地調査
- ・関係機関との情報交換
- ・静岡県環境影響評価審査会からの求めに応じた審議 等

県

2017年4月の環境影響評価事後調査報告書に対する知事意見
「施工計画」、「環境保全計画」及び「発生土置き場管理計画」については、具体的になった段階で計画の内容について協議すること」



JR

2017年4月の知事意見に対するJR回答
「工事に先立って、「施工計画」、「環境保全計画」及び「発生土置き場管理計画」について、静岡県と打ち合せのうえ、環境保全連絡会議でご説明いたします」

2019年8月の生物多様性専門部会でのJR発言
「トンネル掘削工事に先立ち、工事の概要、環境保全措置、モニタリングの計画、発生土置き場の管理計画等の具体的な内容について、環境保全連絡会議での議論や本意見書の内容等を踏まえて環境保全の計画としてとりまとめます。」

環境影響評価の適正実施

自然環境保全協定の締結に必要となる自然環境保全計画書の策定にあたっては、環境保全連絡会議での議論を経た内容であることが必要

有識者会議が終わっても、環境保全連絡会議での議論が終わり、自然環境保全計画書がまとまらない段階では保全協定の締結は困難